

ServicePac 機器設置支援サービスのご提供条件

注意：本ご提供条件をよくお読みになり、IBM ServicePac 機器設置支援サービス（以下、「本サービス」といいます。）の内容をご理解ください。

第1条 サービスの内容

1. 本サービスは機器設置支援サービスであり、IBM は、本サービスの購入者（以下「お客様」といいます。）に提供いたします。
2. IBM は、対象機器に対して、お客様の機器設置場所（以下「機器設置場所」といいます。）において、お客様の指示に従い、お客様に代わって、各作業を実施いたします。
<Power>
 - サービス対象機器のサーバーをラックに搭載し、ケーブルの接続作業
 - 一緒に購入されたオプション部品を取り付け
 - Primary HMC（ハードウェア・マネジメント・コンソール）の導入作業
 - 電源投入後エラーがないことを確認し、必要に応じて最新の機械コードへ更新<Storage>
 - 物理的なラックへの搭載と指定されたエンクロージャーの基本初期化
 - 設置前にホストケーブルが計画され、お客様によって明確な手順が提示されている場合において、ホストケーブルとシリアル接続 SCSI(SAS) 拡張ケーブルを必要に応じて接続
 - 対象機器が設計通りに動作している事を確認するために診断を実施し、IBM で承認されたテストを完了する
3. 本サービスは、日本国内の IBM 所定のサービス地域内において提供されます。
4. サービスのご提供時間
サービスの提供時間は、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までとします。ただし、祝日、12月30日から1月3日までを除きます。なお、作業開始時間は、各作業がサービスの提供時間内に終了するように決定されます。

第2条 サービスの前提条件

1. お客様には、本サービスのお客様側責任者として適切なシステム管理者を選任していただきます。
2. 本サービスのサービス対象機器、IBM の Web サイト <https://www.ibm.com/common/ssi/cgi-bin/ssialias?htmlfid=MTJ03255JPA&> で本サービスの「サービス対象製品リスト」に掲載されているものに限定します。本製品リストは予告なく変更されることがあります。
3. 本サービスは、作業に必要なすべての機器およびプログラムがサービス提供場所に準備された後、作業を開始します。
4. 作業中、お客様への確認事項が発生する場合がありますので、サービス提供時には必ずお客様責任者の立会いをお願いいたします。
5. お客様には、本サービス実施のために必要となるシステムへのアクセスが可能な環境、作業場所、消耗品および庶務サービス等を提供していただきます。
6. お客様には、サービスの対象となる機器を設置するにあたり必要な場所、電源、ネットワーク、および耐震等の設備を提供していただきます。
7. 本サービスは、接続対象システム装置の装置およびサービス対象機器の機器について、いずれも新規にご購入頂いたものを対象とします。
8. 本サービスは、お客様に対する支援を目的とした準委任のサービスであり、本サービスの提供によりプログラムの実行に誤りのないこと、お客様の特定の使用目的を満たすこと、および本サービスの結果を保証するものではありません。

第3条 サービスの適用除外

本サービスは次のサービスおよび作業等を含みません。

1. 工事を伴う電源関連の作業、耐震工事、LAN ケーブルなどの敷設作業、ルーターなどの LAN 構成機器の設置作業、プリンターの設置、IBM ラック以外の設置作業、PDU 関連の作業
2. パーティション定義、ドライブ定義、などの、接続対象システム装置の OS 上でディスクを使用可能とするための設定作業、通知設定など監視およびセキュリティに関する設定
3. コピー機能などのバックアップ・リストア、複製に関する設定
4. サーバー・クラスタリング環境の設定
5. SAN Boot に関する設定
6. データの移行作業
7. サービス対象機器または対象プログラムの使用上の質問に対する回答
8. サービス対象機器または対象プログラムに起因する障害の対応
9. 既存ラック内の搭載済み機器のポジション変更に関わる作業
10. お客様既設の外部ディスク装置およびシステム装置に対する作業
11. 段ボール等梱包材の処分
12. ストレージボリュームおよび Spectrum Virtualize ソフトウェア フィーチャーの構成

第4条 サービス開始日およびサービス終了日

本サービスは、納入後、検収期間内の1回に限り提供されます。

本サービスの開始日は、IBM とお客様で協議し決定します。

サービスの終了日は、IBM からお客様へ「保守サービス票」を提出した日とします。

第5条 請求およびお支払い条件

1. お客様には本サービスを IBM から購入された場合は IBM 所定の条件、IBM ビジネス・パートナーから購入された場合には IBM ビジネス・パートナー所定の条件に基づきお支払いいただきます。
2. お客様の要求により IBM がサービス提供時間外、または本契約の範囲外の作業を提供した場合には、別途 IBM 所定の料金が請求されます

第6条 責任の制限

本サービスに関する IBM の責任および IBM に対するお客様の救済手段の範囲は、次の各号に定めるものとします。

1. お客様が IBM の履行または不履行を原因とする救済を求めるすべての場合において、IBM の損害賠償責任は、請求の原因を問わず現実に発生した通常かつ直接の損害に対してのみ損害発生の原因となった本サービスの料金を限度額とする金銭賠償に限って、責任を負うものとします。
2. IBM は、いかなる場合にも、IBM の責めに帰すことのできない事由から生じた損害、IBM の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益、データ、プログラムなど無体物の損害および第三者からの損害賠償請求に基づくお客様の損害については、責任を負わないものとします。

第7条 機密情報

両当事者間で取り交わされる情報は、別途 IBM 所定の機密保持契約書を締結する場合を除き機密として扱いません。

第8条 個人情報

1. 本契約の履行に伴い、IBM がお客様から個人情報の開示または提供を受ける場合（次項に定めるもののみの開示または提供を受ける場合を除きます。）は、別紙記載の個人情報取り扱いに関する規定または両当事者間で別途締結する IBM 所定の個人情報取り扱いに関する覚書の規定に従い、当該個人情報を取り扱うものとします。
2. IBM および IBM の関連会社はお客様の連絡先個人情報を、本契約の履行のために必要な範囲および地域で使用および保存することができるものとします。
3. 本契約の履行に伴い、IBM が処理するお客様の情報またはデータに欧州連合の一般データ保護規則(EU/2016/679)（以下「GDPR」といいます。）または <http://ibm.com/dpa/dpl> に特定されるその他のデータ保護法が適用される場合、その適用範囲に限り、<http://ibm.com/dpa> にある IBM のデータ処理補足契約書（以下「DPA」といいます。）および <https://www.ibm.com/mysupport/s/article/support-privacy?language=ja> にあるテクノロジー・サポート・サービス用の DPA 別表が本契約に適用されます。

第9条 その他

1. IBM は、本サービスにより機器の実行が中断しないこと、もしくはその実行に誤りがなく、またはすべての誤りが修正されることを保証するものではありません。
2. IBM が一般に保守サービスを廃止した機器は、本サービスの契約を締結することはできません。
3. IBM は本サービスを廃止する場合、お客様に3か月前の書面による通知を行うとともに、受領済みの料金のうち残存期間分を返還します。この場合を除き、支払い済みの料金の返金はありません。
4. お客様は、対象機器の設置場所、氏名、住所等通知の内容に変更が発生した場合は、速やかに IBM へ通知するものとします。
5. お客様は、機器の所有者でない場合には、本サービスを受けることにつき所有者の承諾を得てください。
6. お客様は、IBM が本サービスのため適時かつ安全に作業を行うことができるようにします。
7. 本契約に基づきいかなる請求権も、請求が可能となった時から24か月を経過した場合には時効により消滅します。
8. IBM は、IBM が選択する第三者を使用して本サービスを提供することがあります。
9. お客様は、IBM の書面による事前の同意がない限り本サービスを再販することはできません。いずれの当事者も相手方の事前の書面による同意を得ない限り本契約の全部または一部を譲渡できないものとします。ただし、IBM の金銭債権の譲渡および IBM の製品またはサービスを含む一部事業の売却に伴う譲渡については制約を受けないものとします。
10. お客様または IBM は、相手方の資産、信用または事業に重大な変化が生じ、本契約に基づく債務の履行が困難になる恐れがあると認められるときは、相手方に対する書面による通知によりいつでも本契約を解約できます。
11. いずれの当事者も、製品、技術、サービスまたはデータについて、直接的または間接的に、特定の国もしくは特定のエンドユーザーへの輸出、再輸出または移転、またはかかる輸出、再輸出および移転に伴う最終用途を禁止あるいは制限する、日本国および米国のものを含むあらゆる輸出入関連適用法令、関連する禁輸措置および経済的制裁措置にかかる規則を遵守するものとします。
12. 本契約は、消費者保護法規によるお客様の権利を変更するものではありません。

‘IBM’ および ‘ServicePac’ は International Business Machines Corporation の米国およびその他の国における商標です。